（国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改める。

別表第一旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）の項中「第十二条の二第三項、」を削る。

別表第三旅行業法の項中「第十二条の二第三項及び」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

（証票に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の旅行業法施行規則第十六号様式による証票は、この省令による改正後の旅行業法施行規則第十六号様式による証票とみなす。

○国土交通省令第五十四号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、国土交通省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年八月二十八日　　国土交通大臣　金子　一義

国土交通省定員規則の一部を改正する省令

国土交通省定員規則（平成十三年国土交通省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区　分	定　員	備　考
本　省	四二、七二二人	
観光庁	一〇三人	
気象庁	五、六一八人	
運輸安全委員会	一七九人	事務局の職員の定員とする。
海上保安庁	一二、五九三人	
合　計	六一、二一五人	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十一年九月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　本省の定員は、次の表の期間の欄に掲げる期間においては、改正後の第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区　分	期　間	定　員
本　省	平成二十一年九月三十日までの間	四二、九二八人
	平成二十一年十月一日から平成二十一年十二月三十一日までの間	四二、七九四人

規　則

○公正取引委員会規則第六号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、不当景品類及び不当表示防止法に規定する公正競争規約の認定の取消しに係る聴聞及び排除命令に係る弁明の機会の付与に関する規則等を廃止する等の規則を次のように定める。

平成二十一年八月二十八日

公正取引委員会委員長　竹島　一彦

不当景品類及び不当表示防止法に規定する公正競争規約の認定の取消しに係る聴聞及び排除命令に係る弁明の機会の付与に関する規則等を廃止する等の規則

（不当景品類及び不当表示防止法に規定する公正競争規約の認定の取消しに係る聴聞及び排除命令に係る弁明の機会の付与に関する規則等の廃止）

第一条　次に掲げる規則は、廃止する。

一　不当景品類及び不当表示防止法に規定する公正競争規約の認定の取消しに係る聴聞及び排除命令に係る弁明の機会の付与に関する規則（昭和四十年公正取引委員会規則第六号）

二　不当景品類及び不当表示防止法第十二条第六項に規定する審判手続に関する規則（平成十三年公正取引委員会規則第九号）

三　不当景品類及び不当表示防止法第四条第二項の規定による資料の提出要求の手続に関する規則（平成十五年公正取引委員会規則第六号）

四　不当景品類及び不当表示防止法第六条第一項の規定による排除命令に関する規則（平成十七年公正取引委員会規則第十五号）

（公正取引委員会事務総局組織規程の一部改正）

第二条　公正取引委員会事務総局組織規程（昭和四十年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の六を次のように改める。

第二条の六　削除

第四条第二項を削る。

第四条の三の見出し中「景品表示調査官」を「取引方法調査官」に改め、同条第一項中「、四国支所の取引課にあっては、総務課の所掌に属するものを」を削り、同項第三号を次のように改める。

三　不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）の規定による認定に関すること。

第四条の三第一項に次の二号を加える。

四　不当景品類及び不当表示防止法に基づく政令の規定により公正取引委員会の権限に属させられた報告の徴収及び立入検査等に関する事務に関すること。

五　消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十一年法律第四十九号）の規定による改正前の不当景品類及び不当表示防止法の規定による排除命令に関すること。

第四条の三第二項中「景品表示調査官」を「取引方法調査官」に改める。

第五条中「前条第一項」を「第四条の三第一項第四号の事務及び前条第一項」に改める。

第六条第二項中「第四条第一項第五号」を「第四条第五号」に改める。

（公正取引委員会の審査に関する規則の一部改正）

第三条　公正取引委員会の審査に関する規則（平成十七年公正取引委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）並びに」を削る。

第三十一条第三項中第三号を削り、第四号を第三号とする。

（公正取引委員会の審判に関する規則の一部改正）

第四条　公正取引委員会の審判に関する規則（平成十七年公正取引委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）」を削り、「第七十条の十二第一項及び不当景品類及び不当表示防止法第十二条第六項」を「及び第七十条の十二第一項」に改める。

様式第一号中「3　景品表示法第6条の規定による命令」を削る。

附　則

この規則は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。